

東京都市計画公園大田第2・2・59号田園調布若竹公園の変更 （大田区決定）について		【説明資料】
1 趣旨及び経緯	東京都における都市計画公園について、都、特別区、市及び町が連携して「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」を策定することで、計画的・効果的な施策展開を図っている。 一方で、大田区は、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」が平成30年度に終了し、令和6年4月現在検証期間中であり、「新おおた重点プログラム」において施策を進めている。「新おおた重点プログラム」においては、区内のみどりの総合的な機能拡充を図り、新たなみどりの拠点となる公園・緑地の整備を進めることとしている。 更に、大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」（平成23年3月策定、令和5年3月中間見直し）においては、みどりのまちづくり方針として、隣接地を取得した公園の拡張整備を推進することとしている。 また、大田区都市計画マスタープランの地域別方針の「台地部地域の方針」において、「田園調布地区では、緑豊かな住環境を維持し、良好な景観に配慮した街並みづくりを進める」としており、当該地は住宅地における緑の拠点として重要な場所となっている。 大田区の台地部地域に位置する本計画地は令和3年度まで、区施設である田園調布特別出張所に隣接した公園があり、当該出張所の移転に伴い出張所跡地を公園用地に変更し、統合したものである。その後、令和5年に隣接地を公園用地として土地開発公社が取得している。 以上のような大田区の定める諸計画や当該地の立地状況を踏まえ、当事業を都市計画公園事業に位置付け、公園としての永続性を担保するとともに、計画的な整備を進めていく。 なお、本案件は都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。	○都市計画の経緯 令和6年7月 原案の作成 令和6年8月 案の決定 ○令和6年9月24日付 6都市政緑第408号

2 都市計画の内容	位 置：大田区田園調布二丁目地内 面 積：約 0.07ha 名 称：東京都市計画公園大田第 2・2・59 号田園調布若竹公園	○用途地域等について ※第 1 種低層住居専用地域 建ぺい率 50% 容積率 100%
3 説明会の概要	住民説明会を開催した。 対象公園：石川公園、三本松公園、田園調布若竹公園 開催日：令和 6 年 8 月 7 日 会場：大田区調布大塚小学校 参加者数：16 人 都市計画変更に対する意見は 0 件	
4 公 告 ・ 縦 覧	日 時：令和 6 年 11 月 13 日から 11 月 27 日まで 場 所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見書提出：なし	
5 今後の予定	令和 7 年 1 月 都市計画審議会 令和 7 年 2 月 都市計画変更 令和 7 年 4 月 事業認可予定	